

現代社会は、これまでの人間社会が経験したことのないさまざまな構造的変化のただなかにある。こうした国家あるいは社会の変容は、たとえば地域産業の衰退、地域共同体の変貌・消失などといった深刻な課題となつて地域社会の変容という形でより先鋭的に立ち現れてくる。このような地域社会における変容の圧力は、ある程度の普遍性をもつものであるが、しかし、人びとの生活の場である地域社会はそれぞれの特性をもち、したがって地域社会における人びとの再生産の営為も多様であるため、その変容のあり方もまた一様ではない。この点からすれば、むしろ逆に、地域社会の特性とそこで展開される人びとの多様な再生産の営為が、そうした再生産の場である地域社会の変容を規定し、またそうした地域社会の多様な変容の総体が、国家間の相互関係とともに、社会全体の変容の方向性を規定していくものであると考えることができる。したがって、国家あるいは社会全体の構造的変化の分析・把握を進めるためには、まずは地域社会の構造的変化の分析・把握が行われなければならないということは明らかであるといえよう。また、社会の変化、変容とは、歴史の連続性の所産として捉えられるものであるので、このような問題意識における地域社会のとらえ方、位置づけ方は、現代社会の分析・把握に限定されるものではなく、歴史研究においても有効であると考えられる。本論文は、以上のような視点に立脚して、日本古代の地域社会の構造について分析・把握することを課題とする。そしてその作業を通して、地域共同体の再生産の場である地域社会の実像とその特性について明らかにしようとするものである。

本論文の前提となる日本古代の地域社会に関わる研究史において、まず、あげられなければならないのは、石母田正が提起した「在地首長制」の概念による古代国家論である。（石母田は在地の首長層と人民の間に人格的な支配Ⅱ隷属として存在する生産関係が基本的な第一次的生産関係であり、この第一次的生産関係を国家が総括することで国家が公民を支配Ⅱ収取するという第二次的生産関係が派生的に実現するという構造を提示した。）この石母田の在地首長制以降、古代社会の基層としての「共同体」や「村落」の構造や実態と、それらが国家によってどのように編成されたかを解明しようとする研究が進められ、その成果が蓄積されてきた。こうした研究にはさまざまなアプローチがあり、またその方法も多様であるが、それらのなかで、個別的な地域社会の検討を通じて、「共同体」や「村落」の政治的・経済的・社会的・自然的諸関係が展開される場である地域を、総体としての全体構造のなかに位置づけていくことは重要な課題の一つであると考える。

本論文では、これまでの地域史研究あるいは地域社会研究において提起されてきた方法論をふまえた上で、地域の景観や地域社会の諸関係を含む人間生活の諸相を明らかにするという課題を具体的に設定し、古代の信濃の地域社会を論考の対象として考察を行った。本論文で表記する信濃とは律令国家の行政区画として成立した信濃国、その成立以前の時期にあつては後の信濃国に相当する地域という意味で用いる。信濃国は、律令国家によって政治的に設定された行政区画であるが、そもそも地域のまとまりにはさまざまなレベル

があり、国、郡、郷などの「制度的地域」（「形式的地域」）のほか「歴史的地域」ともよぶべき地域のまとまりが存在し、それらは相互に関係性を有しながら重層的に存在していたと考えられる。とくに信濃の場合は、「歴史的地域」のような地域のまとまりが、いわゆる分散的あるいは分権的であり方で存在してきたと考えられる。また、信濃という枠組みを超えた「歴史的地域」の存在も想定される。このように重層的な古代の信濃の地域社会を対象に据え、地域の景観や地域社会の諸関係の復原を行うことで、そこに存在した「歴史的地域」を析出することを試みる。そして、その「歴史的地域」の重層性や相互関係について考察することを通じて、「制度的地域」が「歴史的地域」の存在を前提として編成され成立するものであることを、その歴史的過程のなかで具体的に明らかにすることが本論文の目的の一つである。

このような古代信濃の地域社会構造の分析を進めるにあたって、本論文においてとくに留意したのは次の諸点である。まず、地域社会の環境、とくにその空間的広がりを規定していたであろう地形、水系などの自然環境的条件である。本論文では自然地形上の組み合わせによって他とは区画されるような一つの地域範囲としての小地域に焦点をあてる。

次に、地域社会の環境を短期間で、なおかつ大幅に変化、変容させる要因としての災害である。

同様に、地域社会が変化、変容する契機の一つである地域間の交流や交通、そしてその結果としての新しい文化、とくに大陸文化の流入と受容の問題である。

また、歴史学研究としての論考の基盤ともいべき史料については、木簡・漆紙文書・墨書土器などの出土文字資料が、古代史料学を深化させるとともに、地域社会研究に大きな可能性をもたらしてきたことをふまえ、その成果を十分に取り入れつつ、古代の地域社会にかかわる史料や歴史的現象の分析、再評価を積極的に行うこととした。

第一部では、地理的、歴史的にもと分散的あるいは分権的な傾向が強いと考えられる信濃の「歴史的地域」が、古代において信濃国という律令国家の一つの地方行政単位のもととなり、すなわち「制度的地域」として把握されるに至るまでの歴史的過程について考察した。

第一章では、信濃における古墳建造の中心地域ともいえる千曲川水系の長野盆地地域と天竜川水系の下伊那地域の古墳建造の様相から、山地と、大小河川によって形成された自然堤防、後背湿地、扇状地形、河岸段丘などの自然地形上の組みあわせによって他とは区画されるような一つの地域範囲が設定されることを確認した。これらの小地域のそれぞれには、古墳建造の主体である首長系譜が少なくとも一つ、場合によっては複数存在していたことが認められる。このような小地域を基盤として展開される小地域内の諸関係、あるいは小地域間相互の諸関係の様相は、五世紀中ごろに大きな変化をみせる。それは地域社会構造の変動を伴うものであり、その契機となったのは大陸系の新たな集団と、彼らもたらしたであろう馬の生産などに象徴される新しい文化の受容であったと考えられる。また、そのような変化がみられる五世紀中ごろ以降の両地域では、各小地域の中小首長たちがそれぞれの共同体を支配するとともに、築造された古墳の様相からみて、首長相互の関係においては特別な階層性のようなものはみられないことを確認した。

第二章では、屋代木簡によって、新たな知見が得られた信濃のウジ名や部名から、信濃における名代・子代や各種の部の設定が六世紀以降である可能性が高いことを分析した。

また、第一章での古墳築造の様相から、五世紀前半までの段階で、信濃に該当する全域にその勢力を拡大していくような政治的主体は存在しないと考えられることをふまえ、四世紀末から五世紀はじめのころに「科野国造」である科野直氏がヤマト王権に服属し、その勢力が、そのころすでに信濃全域におよんでいたとする説は認めがたいことを論じた。

六世紀に入ると、信濃は馬の生産を基盤とする軍事力や、朝鮮半島とのつながりによって、朝鮮半島南部の政治情勢に深くかかわり、ヤマト王権の外交・軍事政策面において重要な役割を担う地域の一つになっていったと考えられる。六世紀中ごろ以降、信濃の中小首長層はヤマト王権の職制および貢納・奉仕制度に組みこまれる形で編成され、大王の宮号に因む金刺舎人、他田舎人などを名取るようになっていった。その背景には、五世紀中ごろに出現し、六世紀後半に急激に数を増す群集墳の築造の主体である世帯共同体の在地における成長があり、そのような状況に対応し、自らの基盤である小地域の支配権を強化するため、信濃の中小首長たちはヤマト王権との間に、新たな関係を構築する必要があると考えられる。また、ヤマト王権にとっては、こうした中小首長層の政治的志向をもとに、信濃の地域に対する王権の組織、制度を拡大していったと考えられる。ウジ名や部名の分析から得られた信濃における名代・子代や各種の部の設定の事情は、このような状況下において理解することができる。

そして、六世紀中ごろ以降のこのような状況のなかで、「制度的地域」である令制下の国につながる、信濃の地域を一つの地域として捉えるような認識が成立してきたのではないかと考えた。ヤマト王権との政治的関係の上で、地域の軍事・行政権を管掌するような国造が設置されたとすれば、その時期も信濃の中小首長たちが舎人に編成された六世紀中ごろ以降と考えるべきであり、七世紀後半以降の律令国家成立過程においても、そのような政治的関係を前提として、首長層を中心とする地域の共同体的諸関係の総括的把握が進められていったものと思われる。律令国家体制下においても、小地域における政治的・経済的支配関係は地域支配の基盤であり続けた。そうした信濃の首長たちの伝統的な姿は、兵衛として中央に出仕した後、「信濃国牧主当」および「伊那郡大領」となった金刺舎人八麻呂に具体的にみることができる。

第二部では、第一部で明らかにした信濃の地域社会構造をもとに、とくに小地域に立脚した視点が重要であると考え、古代国家による地域編成についての歴史的分析を行った。

第三章は、一九九四年に屋代遺跡群から出土し、当地の地域社会研究の可能性を大きく広げることになった屋代木簡について、律令国家成立期である七世紀後半から八世紀初頭の木簡を中心にまとめた。これらの木簡の分析から判明するのは、七世紀から八世紀への政治制度の変化に木簡のあり方が即応している状況がみてとれることであり、それは新たな統治制度が普遍的な強制力を持ちながら地域支配に導入されていったことを示している。その一方で、第一部で述べた信濃の地域的特色もみてとることができる。屋代木簡にみえるウジ名や部名のあり方は、木簡が機能した場または地域において、金刺舎人や他田舎人などの有力首長層を中心とする伝統的な政治的・経済的支配関係が色濃く存在していたことを反映している。彼らは七世紀後半以降、木簡に象徴されるような文書行政すなわち令制的な支配体制の受容・進展に伴い、当地域においてそれらを担う地方の官人もしくはそれに近い立場の者として位置づけられていったと考えられる。本章でとりあげた屋代木簡は、当地域の伝統的な支配関係が律令体制に組み入れられ新たな地方支配が進展していく、

その過程のなかで捉えることができるものである。

第四章は、屋代木簡が出土した屋代遺跡群を含む埴科郡を対象として、律令制下の「制度的地域」である郡の地域社会構造の分析を行った。その結果として、千曲川に沿った埴科郡は大きく三つの小地域に分けられ、この三つの小地域それぞれに首長層が存在したと推定できることを確認した。さらに、屋代木簡には、木簡が出土した屋代遺跡群を含む一小地域の五郷の名のみしかみえず、他の二つの小地域の郷名はみえないことから、令制下の八世紀前半の埴科郡において小地域ごとの支配関係を前提とする支配構造が存在していたのではないかと推定した。そして、こうした地域支配構造のあり方は、七世紀後半以降の律令国家成立過程における当地域での地域編成のあり方を示すものであると考えられる。国家による地域の共同体的諸関係の総括的把握が目指される段階において、当地域では、小地域間相互の諸関係をもとに、小地域ごとに存在する政治的・経済的支配関係が、評・郡へと編成されていったものと考ええる。

第五章では、屋代木簡をはじめ近年の出土文字資料によって大幅に増加した歴史的情報の一つである行政地名の表記に注目した。古代の信濃国の行政地名である国名、郡（評）名、郷（里）名に関する表記を整理し、その制定が律令国家による地方把握の一端を示すものであると考え、それらが律令国家体制の一環である地方行政制度のなかでどのような理解できるかという視点で考察した。信濃国の行政地名は、大宝四年（七〇四）に国名が「信濃」の表記に公定されたが、郡名や郷名のうち、改定が行われたものについては、神亀三年から天平期初期にかけての時期の改定と推定した。本論は、全国的に増加しつつある木簡などの出土文字資料の歴史的情報の一端をデータ化し定量的に分析しようとした試みである。正確なデータの作成とその有効な活用方法という課題はあるが、出土文字資料に限らず、主に埋蔵文化財調査によってもたらされるさまざまな歴史的情報の増大という現状をふまえれば、その歴史的情報をデータ化し分析していくことは、今後の古代史研究、とくに古代の地域社会研究にとっては欠くことのできない研究手法の一つであると考ええる。

第六章は、第四章で行った埴科郡の地域支配構造の分析を念頭に置きながら、それを信濃国全域に敷衍した場合、地域支配がより合理的で円滑に機能するためのあり方が模索されたはずであると考え、そうした信濃の地政上の視点から主に官衙と官道の関係を中心に考察した。いまだ明らかではない信濃国府の問題や、養老五年（七二二）から天平三年（七三一）にかけて存在した諏方国、あるいは「須芳山嶺道」について試論を提示した。

第Ⅲ部では、信濃国を中心に古代の災害について論じた。序章でも述べたように、災害は地域社会の環境を短期間で、なおかつ大幅に変化、変容させる要因である。災害は時として地域社会の存続に致命的な打撃を与えるとともに、社会全体の方向性を大きく変える契機になったと考えられる。

第七章では、糸魚川―静岡構造線という大断層系、あるいは弘化四年（一八四七）の善光寺地震で長野盆地を中心に大きな被害をもたらした長野盆地西縁断層帯の活動により、八世紀後半から九世紀前半にかけて、少なくとも二度の大震度の地震が発生した可能性が高いとみられることを述べた。また近年の調査により、『続日本紀』靈龜元年（七一五）五月乙巳条にみえる「遠江国地震」で、飯田市南信濃の山地が崩落し、河川をせき止め天然ダムが形成される地変が発生したことが明らかになった。山国である特徴として、信濃ではこのような大規模な山体の崩壊とそれによる河道閉塞が発生し、地域社会にとって壊

滅的な被害をもたらしてきたが、この遠山地変は、文献史料によって確認できる災害としては信濃最古のものであり、いまだ目に見える形で現代に伝わる貴重な痕跡である。

第八章では、日本列島を襲った仁和三年（八八七）七・八月の災害と、それに起因して発生したとみられる古代信濃国最大の災害ともいえる仁和四年五月の大洪水について論じた。仁和三年の災害は、南海トラフ巨大地震とそれに続く台風とみられる暴雨風である。これらによって、信濃の八ヶ岳の山体崩壊がひき起こされ、岩屑なだれが千曲川河道を閉塞し、その天然ダムが翌年の五月に決壊して下流の六郡を襲ったとみられる。発掘調査によって明らかになった遺跡の様相からみてその被害は甚大であり、長野盆地南部の屋代遺跡群や篠ノ井遺跡群の自然堤防上では、その後一〇〇年以上にわたって集落が営まれた形跡を見出すことができない。一方で、さらに下流に位置し洪水砂に覆われた痕跡がみられない南宮遺跡は、洪水後の十世紀に大集落へと発展する。このように仁和の大洪水は信濃の地域に大変動をもたらしたと考えられる。その影響は信濃国の行政支配のあり方にもおよびものであったのではないかと考え、そうした視点から、従来いわれてきた信濃国府の小県郡から筑摩郡への移転について、この仁和の大災害がその契機となったのではないかと試論を提起した。

第Ⅸ部は、古代信濃の産出品である馬、薬物、麻織物にかかわる論考によって構成した。これらの生産物は、古代信濃の生産と貢納・流通の面において重要な位置を占めるものであったと考えられる。とくにここでとりあげた馬と薬物である大黄の生産は、信濃に限らず日本古代社会における大陸文化の受容の問題と密接にかかわるものである。したがって、その実相を明らかにすることは、日本古代における信濃の地域的特性を解明することでもありと考える。

第九章では、五・六世紀における馬の文化の受容といった観点から、それが地域社会にもたらしたであろう変動と、それによって生まれる地域間の新たな関係について考察を試みた。葦屋北遺跡に代表される近年の発掘調査の成果によって、馬の文化の受容過程はかなり明らかになったと思われる。また、古代の日本列島にあって、馬の生産ではおそらく質・量ともに他の地域を凌駕していたと思われる信濃での馬の文化の受容の様相は、在地社会の大きな変動と、朝鮮半島にまでおよび広域な地域間交流が生じたことを想定できるものであった。

第十章では、藤原宮跡から出土した薬物木簡のなかに、大宝令施行まもない八世紀初頭に、信濃国高井郡から藤原宮に貢進された大黄の付札が存在することを手がかりとした。正倉院薬物の種々葉帳や曝涼使解などにより、大黄が需要の非常に大きい相当量が必要な薬物であったことがうかがえることから、早い時期から藤原宮木簡にみるような国内で産出される大黄の貢進が行われていたと考えた。『延喜式』が規定する年料雑薬は、こうした貢進が制度として整備されたものであるが、貢進量からみて、大黄を貢進する七カ国の中心は陸奥国、信濃国であり、大黄が寒冷な気候の土地で採取されたものであるらしいことがうかがえる。一方、大黄は現代の漢方医学においても、最も重要な薬種の一つであり、現在処方される大黄は薬用植物ダイオウの三年以上の根茎を乾燥したものをを用いるが、そのダイオウは日本列島には自生しない。処方を用いられる薬物には一定の薬効、品質が必要で、古代の日本でも中国と同様の処方が行われたことから、大陸からもたらされたダイオウが、比較的適所である陸奥国や信濃国などの高冷地で栽培されていた可能性を想定し

た。百済を通じて本格的に医療や本草の知識、技術がヤマト王権に導入されるようになったのは六世紀の中ごろから後半にかけてであり、朝鮮半島ではダイオウの一種であるチョウセンダイオウが自生し、実際に大黃が処方されていたとみられる。第一部で述べたように、信濃がヤマト王権や百済と深く結びついていた地域であったことなどから、藤原宮木簡にみる信濃国からの大黃の貢進の淵源は、六世紀後半にさかのぼる可能性があるのではないかと推定した。

第十一章では、古代信濃での「ヲ」の生産あるいはその成果物として想定される麻織物を対象としたが、第九・十章とは異なり、生産や貢納・流通の問題というよりは、麻織物の生産行程やその職掌にかかわるウジ名・部名、あるいはそれに由来する地名である「ヲウミ」「ヲミ」という語の表記の問題に重点を置いて論じた。「ヲウミ」「ヲミ」とは本来、苧や麻の繊維を糸の太さまで裂いて細くし、それを糸につむぐ行為を意味する語であるが、麻織物の工程全体を象徴する語として、これにかかわるウジ名や部名となり、古代の日本においてはその漢字表記は「麻績」が用いられたと考えられる。しかし漢字の「績」には本来「ウム」という字義はなく、「ウム」の意味をもつ漢字は「績」であったため、鎌倉時代後期あたりから次第に「麻績」が用いられるようになり、十五世紀後半から十六世紀前半にかけての段階では、「績」表記よりも「績」表記の方が広く用いられるようになった。こうした変遷の過程を古代から中世までの史資料にみえる表記を可能な限り拾いながらたどってみた。しかし、近世においても「ヲウミ」「ヲミ」の表記に「績」を用いる表記は消えたわけではなく、「麻績」と「麻績」の表記は併用されていた。それが「麻績」の表記に統一されたのは明治新政府の段階である。ここでの論点は地名や人名などの固有名称の一語、一字の問題であったが、それが古代から近代まで、あるいは「字」や「字文」にみる大陸文化の受容の問題まで、考察の対象が時間的にも空間的にもあらゆる方向に広がる歴史的情報であることが認識できる。

終章では、本論文のまとめとして、地域において増加・蓄積されていく歴史的情報と、それによって描かれる地域の歴史像を、対象となる地域内外に常に還元していくことが現代の地域社会に対して歴史研究がもちうる意義であり、そうした場をいかに構築していくかが大きな課題であることを論じた。